

議案第 71 号

海老名市消費生活センター条例の制定について

海老名市消費生活センター条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織、運営等に関する事項を定めたいため

海老名市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の消費生活における利益の擁護及び増進を図るため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、海老名市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定める。

(事務)

第2条 センターは、次に掲げる事務（以下「センターの事務」という。）を行う。

- (1) 消費者安全の確保（法第2条第3項に規定する消費者安全の確保をいう。以下同じ。）に関し、事業者（法第2条第2項に規定する事業者をいう。以下同じ。）に対する消費者（法第2条第1項に規定する消費者をいう。以下同じ。）からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 国及び県との間で消費者事故等（法第2条第5項に規定する消費者事故等をいう。）の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消費生活に関し市長が必要と認める事務を行うこと。

(名称、位置等の公示)

第3条 市長は、センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) センターの名称及び位置
 - (2) センターの事務を行う日及び時間
- (消費生活センター長及び職員)

第4条 市長は、センターに、センターの事務を掌理する消費生活センター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置かなければならない。

(消費生活相談員の配置等)

第5条 市長は、センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により当該試験に合格したものとみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置かなければならない。

2 市長は、前項の規定により任用する消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

(職員研修)

第6条 市長は、センターの事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。